

美山小学校育友会慶弔費規定

- 第1条 この規定は、美山小学校教職員ならびに美山小学校児童とその保護者に適用する。
- 第2条 美山小学校教職員ならびに美山小学校児童、その保護者が死亡した場合、香料をおくり、会の代表が会葬する。香料（香料・生花一基・淋し見舞い）は、役員会で協議・決定をする。
- 第3条 この規定にない場合で、会長が必要と認めたとき、役員の協議により実施する。
- 第4条 この規定の改廃は、運営委員会において行い、総会において承認を受ける。

- 付則 本規定は、1989 年 4 月 15 日より実施する。
- 本規定は、2006 年 4 月 22 日より一部改正する。
- 本規定は、2025 年 4 月 24 日より一部改正する。